

在解 未軍政片に提す。朝鮮人の

(一)

日本、人々日本商社に討す。契約破棄するを固とする。

(二)

日本政府より朝鮮片をその固厚を討す。

契約と破棄するを固とする。

(三)

日本政府に討す。在解。日本親屯軍、その法行を

と固とする。

(四)

日本、保険會に討す。保険証をその得款に

基く。

(五)

公証書、様式その他証書の所有に關す。

朝鮮人の朝鮮政府に討す。

(六)

日本に於ける銀行勘定に關する。

(七) 日本政府又は日本政府の法規に依り行爲する日本人或は朝鮮に於ける日本人の承認によつて爲された朝鮮内に於ける朝鮮人の財産の收用又は山王を爲する爲とすべし。

(八) 特許権 版權に關するべし。
(九) 朝鮮の或る他の地を於て日本人或は日本政府の使用せられたるものとしてある年金、退職金、療養金、手當金、その他之に對する朝鮮人（或は日本人）の日本に在る朝鮮人に於ける朝鮮人の使用人（或は日本人）の權利。

(十) 山王用する朝鮮労働者の權利。
(十一) 朝鮮労働力の不足を補ふる直接間接の目的を以て或は日本、工業の爲め日本又は日本に領地を於て労働するものとして用ひられたるもの。

(一)

日本に於て土地を所有する者ありしなり

(二)

日本より朝鮮に於て日本に領地を移し、或は或る部を移し、又、不法行為ありしなり、或は或る不法行為ありしなり

とすしししし

(三)

日本、朝鮮併合中、朝鮮に於て、或る部を移し、又、不法行為ありしなり、或は或る不法行為ありしなり

(四)

日本の郵便貯金ありしなり

(五)

朝鮮より日本へ還る者ありしなり、日本人に對する訴訟に關するししし

(六)

送還の時期に於て、朝鮮に於て、朝鮮人對日本人の訴訟は、或る部を移し、又、不法行為ありしなり

(七)

捕獲する者は、破壊され、或る部を移し、又、不法行為ありしなり、送還又は捕獲するししし

(十七)

戦時義兵に對する。うししん

(十八)

朝鮮に於ける。日韓官公吏。その他。使用人に對す。

佐新前務の。常任官。年當り。他の。佐新の。不當
と拂に關する。朝鮮政府。うししん

不法と拂は概して。日本政府の。命令。日本政府の。務
回によて。行部す。朝鮮に於ける。使用人に依て。行はれ

(十九)

朝鮮に於ける。日本政府。雇傭人。および。政府。役員。その他

政府の。管理。下。多。金。社。役員。その他。私。通。の。不。當。な。上
出。し。關する。朝鮮政府。うししん

(二十)

朝鮮に於ける。朝鮮に於ける。日本人に對する。不法。行。為

の。うししん

(二十一)

日本。政府。又。は。その。他。官。吏。の。使用。人。によて。な。され。た。

不法。行。為。の。關し。日本。政府。に。對する。朝鮮。人。の。うししん

三十七 朝鮮半島に日本政府が土地收用令を施行するに
従つて、朝鮮人の権利を侵害するものがある。

(三六) 日本軍に於ける信軍中將死し或は重傷したる陣人
其下の中將以下は

(三) 日本 山崎 隆雄 氏 著 山崎 隆雄 氏 著 山崎 隆雄 氏 著

(三〇) 日本人は結婚の初めから、
財産は別居財産。寡婦は財産を寡の叔父・夫の兄・
財産の上にある。推定相続人。別居中、寡婦は
従属的。女子未成年は寡の叔父・夫の兄・

(三) 裁判上原因す、日本入す。討す。附録へる。えいしん

(三)

日本、露清の勤王を以て共同計画として遂行す。

朝鮮、露清の統一